

安全保障理事会決議 1808 (2008)

2008年4月15日、安全保障理事会第5866回会合にて採択

安全保障理事会は、

2007年10月15日の決議1781 (S/RES/1781) を含むすべての安保理関連諸決議を想起し、

2008年1月23日の (S/2008/38) および2008年4月2日の (S/2008/219) の国際連合グルジア監視団の活動に関する事務総長報告書を歓迎し、

武力の分離の維持および停戦の保持の重要性をくり返し表明し、

促進者の資格としてロシア連邦と同様に事務総長の非公式諮問機関の支援を受けて事務総長および事務総長特別代表ならびに OSCE の継続した努力を支援し、意味のある政治的対話のための公式の場としてのジュネーブ方式による会合の重要性が増大していることを強調し、およびグルジアおよびアブハジアのかかるプロセスへの取り組みの更新された公約を歓迎し、

事務総長の非公式諮問機関がグルジアとアブハジア間の紛争解決プロセスを支援し続けるも、かかる支援の利用およびとりわけ信頼醸成措置といったプロセスの進展のための措置を実施する第一義的責任は両者にあることを留意し、

信頼醸成措置の実施の進展が依然として欠如していることを遺憾とし、両者間の建設的な信用および相互の懸案事項に対する尊重の重要性を強調し、

紛争区域における安定化のための重要な役割を現在果たしている UNOMIG と CIS 平和維持軍との綿密かつ効果的な協力の重要性を強調し、また永続しかつ包括的な紛争の解決は適切な治安の保証を必要とすることを想起し、

紛争によって影響を受けた共同体、とりわけ難民および国内避難民の生活状況を改善するために、グルジア、アブハジアにおける経済発展が即刻必要とされることを強調し、

1. 国際的に認められた国境内でのグルジアの主権、独立および領土保全に対するすべての加盟国の公約を再確認し、平和的手段によっておよび安全保障理事会の諸決議の枠組みでのみグルジア＝アブハジア紛争の解決を促進するという決意によって導かれた、国

際連合および事務総長の私的訪問団によるすべての努力を支援する。

2. UNOMIG に対する安保理の強力な支援を再確認し、当事者がその任務に十分に協力し、事務総長特別代表によって導かれている政治プロセスに積極的および持続的に従事することを再度促し、監視能力の強化について UNOMIG と当事者との継続した交渉を歓迎する。
3. 総体的な安全保障状況の最近の改善を歓迎し、かかる改善を堅固のものとし拡大することを両当事者に要請し、停戦ラインおよびコドリ峡谷における持続的な安定の期間の必要性を強調し、1994 年 5 月 14 日の停戦および兵力引き離し協定のモスクワ協定と合致していなければならない上部コドリ峡谷の状況を注意深く監視する必要性を強調する。
4. 2008 年 2 月 18 日および 19 日にジュネーブの国際連合が議長を務めた会合において、両当事者が安全保障問題に関する四者会談の枠内での定期的協議を遅滞なく再開するとした取り組みの更新を歓迎し、両当事者がかかる取り組みを完全に遂行することを再度促す。
5. 紛争地帯における停戦および兵力の引き離しに関するいかなる違反に対して懸念を表す。
6. 相互の正当な治安上の懸念を真剣に考慮し表明し、政治的行動またはレトリックを含むいかなる暴力または挑発的行為を控え、ならびに、停戦および暴力の不使用に関する従前の諸協定を完全に履行することを全当事者に強く促し、安全地帯および武器制限地帯を不許可の軍事的活動から解放しつつ、かかる点では、事務総長報告書 S/2007/439 および続く報告書に含まれる勧告を想起する。
7. 暴力の不使用に関する文書を遅滞なく完了させることを両者に求め、ならびに難民および国内避難民の帰還に関する文書を遅滞なく完了させることを両者に求める。
8. 難民および国内避難民の苦境を緩和する緊急の必要性ならびにとりわけグルジア、アブハジアの外で成長している新しい世代の安全かつ尊厳ある生活の見通しの必要性を改めて強調する。
9. すべての難民および国内避難民のグルジア、アブハジアへの帰還の権利が根本的に重要なものであることを繰り返し表明しかつ再確認し、当該人民の帰還および財産の返還ならびに個人の所有権は所有者が紛争の期間闘争していたという事実ならびに居住して

いる者の権利およびその所有者の同一性が尊重されるべきことによって影響されないことの重要性を再確認し、まず第1にガリ地域への帰還のための UNHCR の戦略指示書の履行を両者に求める。

10. 平和的解決に至るための関連する安全保障理事会の諸決議に記載されている既存のすべてのメカニズムの十分な利用により二者間の接触を引き続き増加させ、確かな時間枠内に難民および国内避難民の安全かつ尊厳のある帰還のための必要な条件を遂行することを両者に求める。
11. 事務総長の私的訪問団によって提案され、2007年4月13日の決議1752によって了とされた信頼醸成措置は、分断された国における両共同体間の広範かつ偏りのない接触の進展に寄与することを堅固に確信し、信頼醸成措置に関し進展がみられなかったことを遺憾とし、グルジアとアブハジアがかかる措置を無条件で実施することを再度促す。
12. 永続するかつ包括的な解決を達成するために、「トビリシとスフミ間の権限配分のための基本原則に関する文書」に含まれる諸原則への支援を想起し、国際連合の後援の下政治的対話を独創的かつ建設的に実施するために両者が自発的に提供するであろう追加の構想を歓迎する。
13. 両者の市民社会の代表者間に接触があることを歓迎し、引き続き接触を続けるように促し、ならびに、当該接触における市民および官僚の積極的な関わりを留保無く促進することを両者に呼びかける。
14. 紛争区域において、UNOMIG、CIS 平和維持軍およびその他の国際要員に適切な治安を提供しおよび移動の自由を確保することが両者の主要な責任であることを強調し、この点に関する自らの義務を実行しおよび UNOMIG と CIS 平和維持軍に対して十分な協力を行なうように両者に求める。
15. 性的搾取・虐待に関する事務総長のゼロ・トレランス政策を実施し、その要員による国際連合行動規範の完全な遵守を確保するため、UNOMIG によってなされた努力を歓迎し、これとの関連で必要なあらゆる策を講じ、安全保障理事会に情報を提供し続けることを事務総長に対し引き続き要請し、兵力提供諸国に対して、展開前の啓発教育の実施を含む適切な事前要望策を講じ、かかる行為に自国の要員が関与した場合には全面的なアカウントビリティを確保するため、懲戒処分およびその他の処分をとることを促す。
16. UNOMIG の職務権限を 2008 年 10 月 15 日に終了する新しい期間の間延長することを

決定する。

17. 最高レベルでの会合の促進を含む永続的かつ包括的な解決の達成を目的として、信頼醸成を構築し、集中的かつ意味のある対話を定着させるための措置を実施することについて両者を奨励しかつ支援するために、この職務権限を用いること、また、この観点から見られる進展について、グルジア、アブハジアにおける状況について次回の報告書で安保理に報告することを、事務総長に対して要請する。
18. 事務総長特別代表の努力を強く支援し、彼に対して確固としたかつ統一的な支援を引き続き行なうことを事務総長の非公式諮問機関に促す。
19. この問題に引き続き積極的に取り組むことを決定する。